

札幌市子どもの権利条例検討会議

第12回検討会議

会 議 録

日 時 : 平成20年1月31日(木) 18時30分開会
場 所 : S T V 北 2 条ビル 6階1～3号会議室

1. 開 会

座長 定刻となりましたので、ただいまから第12回の検討会議を開会いたします。

本日の会議には、今のところ8名の委員の方が出席しております。過半数は7名ですので、会議は成立しております。したがって、ただいまからこの会議の議事を進めさせていただきます。

まず初めに、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

事務局（子ども未来局大古課長） 本日、使用いたします資料の確認をさせていただきます。

まず、これまでの検討会議における審議において確定した事項や、一部、「てにをは」などの修正が反映された札幌市子どもの権利条例検討会議答申書2次案を資料3、また、前回の検討会議における審議結果と簡易な文言の修正項目の一覧をまとめた答申書1次案からの修正項目一覧表を資料4として配布しております。

なお、答申書の2次案であります資料3は、本日の検討会議において議題とされる資料4に記載されている各項目につきまして、1次案のままで網かけをした状態でお示しております。

それから、資料5でございますけれども、これは事務局で作成させていただきました札幌市子どもの権利条例検討会議答申書の概要版でございます。

私からは以上です。

座長 ありがとうございます。

2. 議 事

座長 それでは、本日は、答申書の最後の確認をしまして、この会議を終了することにしたと思います。

まず、答申書の目次の次のページをごらんいただきます。

ここには、「はじめに」を新たにつけております。

「はじめに」というのは、この検討会議の答申をまとめるに当たりましての考え方を簡単に私の方で作成させていただき、添付したものでございますので、ご確認いただければというふうに思います。

続きまして、前回の検討会議において話題になった項目について最終確認をしていきます。

そこで、資料4をごらんいただきたいと思います。

ここには、としまして、前回の会議で意見が出され、私に宿題が課せられたことについて示しております。

ナンバー1からナンバー4まで4点ありますので、答申書のページ順に従いまして、順に述べたいと思います。

初めに、ナンバー1であります。

これは「子どもの表現能力の問題」という記載につきまして、子ども自身に問題があるというふうを受け取られる可能性があるということから、委員の意見といたしましては、「表現しづらい子ども」や「子どもの置かれる状況」といった文言にした方がよいのではというものでございました。

これに対しまして、前回、私の方から、子どもは発達過程にあり、十分な表現能力が備わっていない場合には被害が表面化しにくいことが挙げられるという形ではどうかという提案をしたところ、表現できない理由としては、子ども自身に表現する力が十分でない場合と、表現する力があっても状況に応じて表現できなくなる場合が考えられるなどの意見が出されまして、その結果、私が預からせていただくことになりました。

これについて、答申書を読み返していきますと、子どもの成長・発達に関する記載が中心となっております。そして、表現能力があっても表現できにくい状況に置かれている子どものことにつきましては、次の、被害が表面化しにくい権利侵害などにおきましても触れられているところであります。

したがいまして、ここでは、いわゆる年齢などによって表現がうまくできない場合を述べたいというふうに思いますので、修正案に記載しておりますように、表題としては、「成長・発達段階による表現の難しさ」という記載にいたしまして、1行目につきましては、「子どもの成長・発達段階によっては、被害が表面化しにくいことが挙げられる」という記載に修正したいと考えました。

次に、ナンバー2に移ります。

これは文言上の修正でありまして、相談機能に対しての「助言等」という文言について、より明確に表現すべきということから、「助言、支援等」という記載にすべきという意見が出されたものであります。

この意見に特段の問題はないというふうに思いますけれども、「支援」という言葉にはさまざまな意味が含まれるというふうに考えられますので、あえて「等」まではつけなくてもよいのではないかとこのように判断いたしました。

したがいまして、ここは端的に「助言、支援」という形で表現したいと考えました。

次に、ナンバー3に移ります。

これは、相談の方法についての記載の仕方でありまして。

「大人だけではなく、子ども自ら相談できるように」という記載ではなくて、まずは子どもの相談について記載することが大切であるということから、「子ども自ら相談できるよう」、また、「子どもだけではなく、大人も相談できるよう」というふうに述べてはどうかという意見が出されました。

これに対しまして、私の方で、「子どもも大人も相談できるよう」というようにしてはどうかという提案をしましたが、それに対して、子ども一人で来てもよいというイメージが伝わりにくいだろうという意見が出されました。そういったことから、この点についても預からせていただいたわけです。

この点についてでありますけれども、その次に続く文脈もあわせて総合的に検討した結果、ここの修正案に記載ありますように、「相談は、さまざまな人から受けるが、とりわけ、子ども自らが利用しやすいものにするための工夫が求められる」という記載がよろしいのではないかというふうに思いました。

最後に、次のページに移りまして、ナンバー 4 です。

これは、前回の検討会議の場で組織のあり方などについて議論がなされたときに、3層の組織であっても機関として動くものであるので、迅速性などの発揮が、制度運用上、十分配慮される必要があることなどに触れるべきであるという意見が出されておりました。

このことを踏まえまして、組織のあり方の最後にあります修正案のように、「その場合、組織の構築に当たっては、それぞれの機能が十分効果を発揮することができ、また専門性や迅速性も確保されるよう、制度の運用面で配慮が必要であろう」という1文を追加したいと考えました。

以上の4点についてでありますけれども、皆さんから何かあればお出しいただきたいと思います。

失礼いたしました。

3点目の修正案では「相談は、誰でも行うことができるが、とりわけ、子どもみずからが利用しやすいものにするための工夫が求められる」です。「さまざまな人から受けるが、とりわけ」という修正ではなくて、「誰でも行うことができるが」という文言に変わります。

以上の4点示しましたので、これについて何かあればお出しいただきたいと思います。

自分なりにいろいろ考えたつもりではあるのですが、まだ不十分な点があるということであれば、言っていただければと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 よろしければ、このように変えさせていただきます。

それでは次に、資料4の ですが、その他簡易な文言等に関する修正案について一覧でまとめられておりますので、これを確認していきたくと思います。

この点につきましては、事務局から項目を説明いただけますでしょうか。

事務局(子ども未来局伊藤係長) それでは、お手元に配布しております一覧に基づきまして、項目ごとにご説明いたします。

その他簡易な文言等に関する修正案でございます。

まず最初に、ナンバー1の目次でございます。

当初の1次案では、参考資料のみ、別に参考資料の前に目次立てをしておりましたけれども、このたびの最終案では参考資料も含めてすべてまとめて目次を立てるように変更したものでございます。内容自体には変更はございません。

次に、ナンバー2に参ります。

こちらは、子どもの権利を保障する上での大人の役割の箇所についてです。4ページ目に記載がございます。

こちらの方では、「法的な義務」と「いわゆる義務」というような文言を用いております。しかしながら、これらの文言が少々わかりづらいというふうに感じられましたので、修正案に記載しておりますように、「『義務』という文言についてであるが、一般に、法で『義務』と表現する場合には、法律上何らかの強制力を有してくる。条例といえども法であり、大人の責任を強める意味合いで『義務』という文言を使用する場合は、慎重にしなければならないであろう」というふうに修正しております。

次に、ナンバー3に移ります。

これは、救済制度のうち、相談機関の現状と課題のところの記載でございますが、「身近な相談機関としての制度設計が十分ではない」といった表現が10ページの13行目にありました。

ここは、子どもからのアクセス面について述べている箇所でありますことから、このことをわかりやすく表現するために、修正案に記載しておりますように、「子どもにとって身近な相談機関としての周知が必ずしも十分ではないなど、これらの機関によりすべてのケースで実質的な救済が」以下同文でございますが、こういう記載に修正しております。

それから、次のページでございますけれども、ナンバー4でございます。

こちらは救済制度のうち、子どもの範囲の部分でございます。

子どもの年齢と子どもの居住地等に関する部分の記載でございますが、当初の1次案では子どもの年齢のところ、「札幌市に在住する」という文言で、住所要件に関することが入ってございましたけれども、これを「子どもの居住地」の1行目のところに移動して、「札幌市に在住する子どもはもちろん」というふうにして、整合性をとったものでございます。

次に、ナンバー5に移ります。

これは、勧告や意見表明、是正要請等の記載のところ、「準司法的な機能」あるいは「準司法的な権限」といった表現が用いられておりました。15ページと17ページの記載でございます。

この準司法的という記載は少々意味がとりづらい、わかりづらいのではないかとこのように考えられました。また、調査機能などについても準司法的というふうに考えられますことから、修正案に記載しておりますように、「是正要請等の権限の行使」といった表現に修正をしたものでございます。

最後のナンバー6でございます。

こちらは、他機関への調査を実施するに当たっての留意事項のところ、21ページでございます。

こちらは、当初案では「救済機関と関係機関とが」という形で続きまして、「当事者の状況を少しでも良い方向に向かうことができるようにするための支援を行う必要がある」

と書いてございましたけれども、主語、述語の関係が少々適切ではないのではないかと考えまして、修正案にありますように、「救済機関と関係機関とが、当事者の状況を少しでも良い方向に向かうことができるよう、お互いに協力し合うことが必要である」というふうに修正したものでございます。

事務局からは以上でございます。

座長 ありがとうございます。

これらについては、このような修正でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 それでは、このようにさせていただきます。

それでは、これで一通り答申の確認作業が終了いたしましたので、この検討会議を終了したいと思います。

皆さん、お忙しい中、約半年間、議論を尽くしていただき、ありがとうございました。

なお、この答申につきましては、明日2月1日午後3時に上田市長にお渡しする予定となっております。本来でありますと、全員でお伺いしたいところではありますが、ご都合をつけていただきましたB委員、A委員、C委員、D委員、そして私とで行ってまいりたいと考えております。

それでは、事務局の方から、この答申を市に渡してからの動きなどをお話しいただければと思います。よろしく願いいたします。

事務局(子ども未来局大古課長) 皆様、長い間ご議論いただき、ありがとうございます。

あした、この答申を市長にいただいた後でございますけれども、この答申書と、さらにお手元に配布しております概要版を各公共施設や学校等に配布いたしまして、広く周知してまいりたいと思っております。また、この答申を受けまして、新しい条例案に盛り込む素案を、早速、作成いたしたいと考えております。素案が作成されましたら、その素案についてパブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんからのご意見をいただきたいと考えております。パブリックコメントをいただいた市民の意見なども踏まえながら、最終的に条例案をまとめ、市議会に提案させていただくというような流れでございます。

この子どもの権利条例に関しましては、札幌市がこのたびつくりました第2次新まちづくり計画で、平成20年度の制定ということで計画に盛り込んでおります。私どもといたしましても、平成20年度のできるだけ早い段階に議会に提案できますよう、答申を受けてからの作業に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

座長 ありがとうございます。

今後の進め方について説明がありましたけれども、今の説明はよろしいでしょうか。理解できましたか。

A委員 事務局でつくっていただいた素案に対しまして、委員としましてパブリックコメントか何かの形で意見を言うこと自体に問題はございますでしょうか。

事務局（子ども未来局大古課長） 全然差し支えございませんので、どんどん意見を述べていただければありがたいと思っております。

座長 よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

座長 それでは、以上でこの検討会議をすべて終了いたしました。

最後に、私から一言だけごあいさつをさせていただきたいと思えます。

思い返してみますと、昨年8月に当初の条例案をよりよいものにするための工夫と、さらに新しい救済機関の枠組みを示すということを求めて、市長から諮問を受けました。以来、私たちは、吉田教授を招いて学習会を行ったり、子どもの皆さんとの意見交換を実施しながら、このたび、このように答申をまとめることができました。

この間、皆さんからたくさんの意見を出してもらい、大いに議論ができたのではないかというふうに思っております。もちろん、皆さん一人一人はそれぞれ当然にお立場も異なりますから、必ずしもすべての項目について全員の見解が一致したというふうには言えないというふうに思います。それでもなお、この答申は一定の共通認識という点で各委員の考え方をまとめることができたのではないかと私は考えております。その意味では、このように答申をまとめることができたのは、微力な私に対する皆さんの協力があったのと、心より感謝を申し上げたいと思えます。

皆さん、長いこと、本当にありがとうございました。

今後は、我々自身、この答申に基づいた条例制定というものが実現するよう、さまざまな形で働きかけていきたいと思えます。

3. 閉 会

座長 それでは、これで会議を終了させていただきます。

皆さん、本当にありがとうございました。

以 上